



「地域見守り台帳」の作成にご協力ください

いの町では、災害時に備え、要援護者（何らかの支援が必要とされる方）の「地域見守り台帳」の整備を進めています。「地域見守り台帳」作成のための調査のご案内については、広報7月号の折り込みでもお知らせをしています。

右記、対象となる方で登録を希望される方は、広報7月号折り込みの調査用紙に記入をし、添付の返信用封筒を用い投函されるか、問い合わせ先までご連絡ください。

▶ 対象となる要援護者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ④ 療育手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者福祉手帳をお持ちの方
- ⑥ 要介護3～5の認定を受けられた方
- ⑦ その他町長が必要と認める方

▶ 問い合わせ

いの町社会福祉協議会
ほけん福祉課

☎ 892-0515
☎ 893-3810



高齢者虐待を防止しよう！

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成18年4月から施行されています。

1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

2. こんなことが虐待になります

高齢者虐待防止法では高齢者（65歳以上の人）の虐待とは、家族などの介護者または施設職員などによる次のような行為と定義しています。

身体的虐待	・たたく、つねる、殴る、蹴る ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる 等
心理的虐待	・子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する 等
性的虐待	・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等
経済的虐待	・日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

介護・世話の放棄

- ・入浴や排泄などの世話をしない
- ・食事・水分を十分に与えない
- ・必要な医療・福祉サービスを利用させない
- ・劣悪な住環境で生活させる 等

3. 高齢者の虐待に気付いたら

虐待に気付いた方は地域包括支援センターに相談してください。生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされています。また、虐待を受けている高齢者本人も届け出ができます。

通報後、地域包括支援センター職員が立ち入り調査などを行い、必要な場合は高齢者を保護します。

虐待を早期に発見し、第三者が介入することで事態の深刻化を防ぐことができます。虐待に気付いた時は1人で抱え込んだり、悩んだりせず相談しましょう。

高齢者虐待についてのご相談 及び通報はこちらへ!!

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

地域包括支援センター

☎ 893-0231

■ 人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	9月1日(水)	13:30～16:30	サロンふれあい (すこやかセンター伊野内)
	9月15日(水)		
吾北	9月6日(月)	10:00～15:00	山村開発センター

■ 法務局相談窓口・問い合わせ

(祝休日を除く月～金曜日 受付8:30～17:00)

高知地方方法務局いの支局(いの町1290-4) ☎ 893-0343

■ 人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 正敏	〃 神谷817	893-5452
横川 順子	〃 天王北4丁目12-7	891-6944
杉本 善雄	〃 枝川2881	893-3717
高瀬 科子	〃 波川610-3	892-3635
曾我 定子	〃 下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	〃 大森91-14	869-2500